

社会福祉法人 保険ご担当者様

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会  
事務局長 小林 秀樹〔印章略〕

## 「役員賠償責任保険」加入にあたっての理事会決議について（ご案内）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

本会事業につきましては、日頃よりご協力賜り深謝申し上げます。

さて、ご承知の通り、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年12月11日公布）にあわせ、社会福祉法においても「補償契約」「役員等のために締結される保険契約」の位置づけを明確化する改正が行われ、令和3年3月1日から施行となりました。

これにより、令和3年3月1日以降「補償契約」及び「役員賠償責任保険契約」の内容の決定にあたって「理事会決議」が必要となりました。については、東社協「役員賠償責任保険」（保険期間：令和3年7月1日～令和4年7月1日）の加入にあたって、実務上変更が生じますので、手続きとともに保険の概要について、予めご案内いたします。

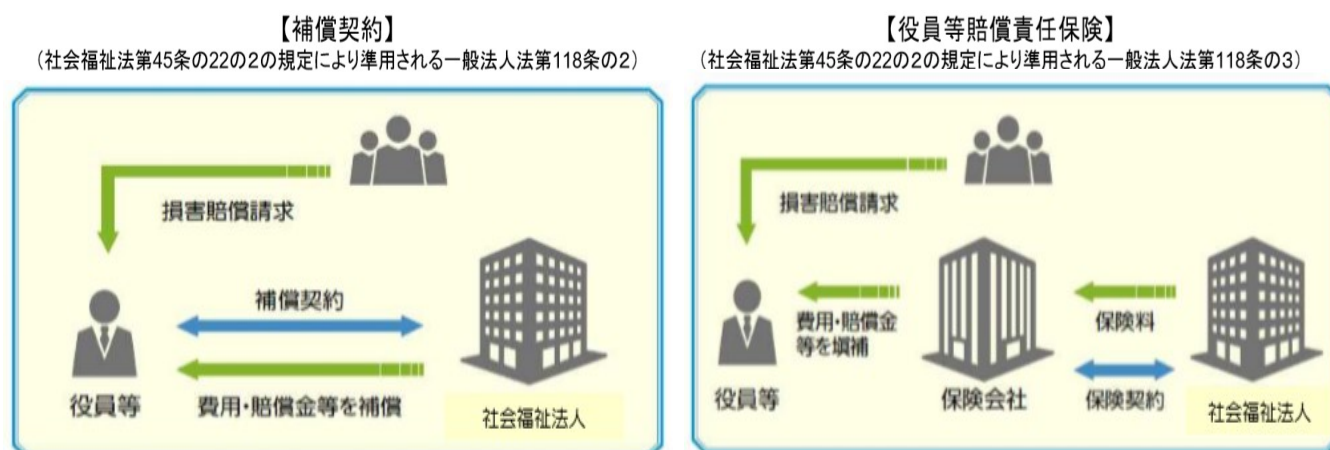
### 1 補償契約について

法人が役員と補償契約を締結する場合において、その内容を決定するには理事会の決議が必要となります。また、「補償契約」に基づく補償をした理事及び補償を受けた理事は、遅延なく、補償についての重要な事実を理事会に報告しなければなりません。

### 2 役員賠償責任保険のご加入にあたっての理事会決議

役員賠償責任保険の内容を決定するには理事会の決議が必要になります。新規加入だけでなく、更新加入の場合や、保険期間中総支払限度額の変更等の内容の変更を伴う場合にも、理事会の決議が必要になります。

なお、東京都社会福祉協議会「役員賠償責任保険」に7月よりご加入いただくためには、令和3年5月～6月の理事会（定時評議員会前の理事会又は、定時評議員会直後の理事会）で決議することが必要となりますのでご案内いたします。



【参照先】社会・援護局関係主管課長会議（厚生省）

### 3 東京都社会福祉協議会役員賠償責任保険のご加入にあたっての理事会決議の議案等の「例」 (ご参考)

別添のとおり

### 4 令和3年度版 役員賠償責任保険のご案内について

詳細は、東社協より「令和3年度版役員賠償責任保険のご案内」によりご案内いたしますが、下記の通り予定しておりますので、予めご案内申し上げます。

- (1) 令和3年度版役員賠償責任保険パンフレット送付予定日 5月中旬頃
- (2) 保険期間 令和3年7月1日(午後4時)～令和4年7月1日(午後4時)
- (3) 募集締切日 令和3年6月15日(火)  
※理事会開催日の都合上、期限内に書類送付および保険料の振込みが難しい場合には、  
取扱い代理店までご相談ください。
- (4) 保険料および補償内容  
「令和2年度版 役員賠償責任保険」から変更はございません。  
詳細は、(有)東京福祉企画のホームページに掲載をしております、「令和2年度版 役員賠償責任保険・雇用トラブル対応保険・役員災害補償保険のご案内(パンフレット)」をご参照ください。

<(有)東京福祉企画ホームページ >

<http://www.tokyo-fk.com/rousai/yakuinsaigaihosyo.html>

### 5 お問合せ先

#### (1) 保険について

〔取扱代理店〕東京都社会福祉協議会指定代理店 有限会社 東京福祉企画	Tel 03-3268-0910
〔引受幹事保険会社〕東京海上日動火災(株) 公務第一部東京公務課	Tel 03-3515-4126
〔団体契約者〕東京都社会福祉協議会 福祉部 経営支援担当	Tel 03-3268-7232

#### (2) 理事会の決議手続きについて

東京都社会福祉協議会 福祉部 経営相談室 03-3268-7170

## ＜役員等賠償責任保険契約締結の理事会の決議に関する議案等の「例」 （ご参考）＞

東京都社会福祉協議会 経営相談室  
TEL : 03-3268-7170 (平日 9:00~17:00)

東京都社会福祉協議会の経営相談室においては、本保険契約にあたっての理事会の議案等の記載に対するご質問が増えております。法令上、具体的な事項は示されていませんが、全国社会福祉協議会から内容の例示としてご案内いただいたものを元に、東社協の役員賠償責任保険にご加入いただく際の記載例を作成いたしました。あくまでも「例示」ですので、各法人で実情にあわせて、項目の追加・変更等を行っていただけると幸いです。

※東京都社会福祉協議会 役員賠償責任保険にご加入いただく場合

### 〔議案名〕

役員等賠償責任保険契約について

### 〔提案理由〕

「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行（令和3年3月1日）に伴う改正社会福祉法第45条の22の2の規定（一般社団・財団法人法第118条の3の準用）に基づき、本会が締結する役員等賠償責任保険契約の内容についてご承認願いたい。

### 〔提案内容〕

- (1) 保険会社 東京海上日動火災保険株式会社
- (2) 被保険者 本会理事・監事・評議員・施設長等
- (3) 保険の名称 役員賠償責任保険（D&Oマネジメントパッケージ（経営責任総合保障特約条項付帯 会社役員賠償責任保険））
- (4) 保険期間 1年間（令和3年7月1日午後4時～令和4年7月1日午後4時）
- (5) 保険料 ●●円  
 ※総資産額区分別（※貸借対照表上の資産の部合計額）保険料をもとに記載  
 ※東社協注：令和3年度保険料は、令和2年度と変更ありません。ただし、法人の総資産額に変更があった場合には保険料の区分が変わる場合がありますので、ご注意ください。）
- (6) 保険金の支払事由および支払限度額
  - ①支払事由 被保険者である理事、監事、評議員等がその地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等。
  - ②支払限度額 ●●円  
 ※東社協注：加入保険の保障パターンにより5000万円、1億円、3億円